

国海環第115号
令和元年12月25日

一般社団法人 日本舶用工業会
専務理事 安藤 昇 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長

石原 彰



「海洋汚染等防止法検査心得」等の一部改正について

標記について、「海洋汚染等防止法検査心得」、「海防汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査の方法」及び「海防汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査関係事務取扱要領」の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、ご了知頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。



海洋汚染等防止法検査心得等の一部改正について

1. 背景

硫黄酸化物（SOx）放出規制は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」という。）第 19 条の 21 第 1 項の規定に基づき、低硫黄分濃度の燃料油を使用することが原則とされるが、海防法第 19 条の 21 第 2 項の規定に基づく硫黄酸化物放出低減装置（以下「EGC 装置」という。）を使用する際には、使用原則の適用が除外されることとなっている。

EGC 装置の技術基準については、すでに平成 30 年 1 月 10 日付け国海環第 126 号「海洋汚染等防止法検査心得等の一部改正について」等により、MEPC.259(68)として決議された IMO ガイドラインの内容を国内法令体系に取入れている。

今般、2019 年 5 月に開催された第 74 回海洋環境保護委員会において MEPC.1/Circ.883 として策定された「EGC 装置に故障その他の異常が生じた場合の一時的な取扱いに関するガイダンス」に関し、当該一時的な取扱いの内容を国内法令体系に取入れるとともに、その他硫黄酸化物（SOx）放出規制の円滑な運用に必要となる事項を規定するため、海洋汚染等防止法検査心得等の改正を行うものである。

2. 改正概要

2.1. 「海洋汚染等防止法検査心得」の改正

MEPC.1/Circ.883「EGC 装置に故障その他の異常が生じた場合の一時的な取扱いに関するガイダンス」（別添）に規定される以下の事項を取入れるための改正を行う。

- (1) EGC 装置の使用に関する手引書に記載されるべき内容（技術基準省令第 43 条の 2 第 2 項関係）
- (2) EGC 装置等に故障その他の異常が生じた場合に記録簿に記録されるべき内容（技術基準省令第 43 条の 2 第 2 項関係）
- (3) EGC 装置に故障その他の異常が生じた状態が一定時間継続した場合に地方運輸局等へ報告すべき内容（検査規則第 44 条第 1 項第 3 号関係）
- (4) EGC 装置に故障その他の異常が生じた状態が一定時間継続した場合にとるべき措置（施行規則第 12 条の 17 の 6 の 2 関係）

2.2. 「海防汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査の方法」の改正

EGC 装置を使用して初めて航行の用に供するときに行う検査については、同検査の方法附属書〔7〕に規定されている。当該検査のうち、船外に排出される洗浄水の硝酸塩分析の結果確認は、分析証明書等の書面で行うことになるが、分析機関による分析証明書等の交付までには一定期間を要することが見込まれる。当該期間中、船舶が受検中の状態で航行に従事できるよう措置することが求められており、また、検査申請された地方運輸局長の管轄区域外に航行することとなる

場合であって、航行後に洗浄水の硝酸塩分析の結果確認を受けようとする際には、当該区域を管轄する地方運輸局長に検査の引継ぎ又は委嘱を要するなど一定の事務処理が発生することとなる。

今般、受検者の利便性向上に資するため、分析証明書等の書面のみで結果確認を行う場合の手続きについては、船舶の所在地にかかわらず、検査申請された地方運輸局長においても執行及び処理できるよう改正を行う。(別紙参照)

2.3. その他

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準に関する省令に適合する EGC 装置が設置された船舶に交付する海洋汚染等防止証書の条件欄に記載する例及び国際大気汚染防止証書に記載する番号取得の事務取扱等に関する修正を行う。

3. 公布・施行日

公布：令和元年 12 月 25 日

施行：令和元年 12 月 25 日

硫黄酸化物放出低減装置を初めて設置する船舶の法定検査の取扱いについて

1. 燃料油の使用に関する規制の概要

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 19 条の 21 第 1 項では、日本籍船に限らず全ての船舶は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 11 条の 10 の基準に適合する燃料油（以下「基準適合燃料油」という。）を使用しなければならないことが規定される。

また、法第 19 条の 21 第 2 項では、船舶は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 11 条の 11 の基準に適合する燃料油を使用する場合に、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（以下「技術基準省令」という。）第 43 条の 2 の基準に適合する硫黄酸化物放出低減装置（以下「EGC 装置」という。）を設置し、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第 12 条の 17 の 6 の 2 に定めるところにより使用（技術基準省令第 43 条の 2 第 2 項の手引書に従って使用）するときは、法第 19 条の 21 第 1 項の規定が適用されないこととしている。

さらに、法第 19 条の 21 第 5 項では、試験、研究又は調査のためにする船舶における燃料油の使用で承認を受けてするものについても、法第 19 条の 21 第 1 項の規定が適用されないこととしている。

(1) EGC 装置の検査

EGC 装置を使用して初めて航行の用に供する総トン数 400 トン以上の船舶は、当該 EGC 装置について、「新造船」又は「大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の区分（以下「大気区分」という。）の海洋汚染等防止証書の交付を受けていない現存船」（以下「現存船 A」という。）にあつては大気汚染防止検査対象設備の第 1 回定期検査を、「大気区分の海洋汚染等防止証書の交付を受けている現存船」（以下「現存船 B」という。）にあつては定期検査又は臨時検査を受検（以下受検する検査を「初回検査」という。）することとなる。

初回検査では、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（以下「検査規則」という。）第 8 条第 1 項第 19 号の 2 の規定により準備された EGC 装置及び技術基準省令第 43 条の 2 第 2 項の手引書について、「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書 検査の方法」（以下「海防法検査の方法」という。）〔2〕201 の規定に基づき海防法検査の方法附属書〔7〕及び同附属書〔8〕に従い、手引書に関する検査、EGC 装置の設置確認、EGC 装置の効力試験を行うこととなる。

(2) 試験、研究又は調査のために使用する燃料油にかかる承認

試験（EGC 装置に係る法定検査のための試運転を含む）、研究又は調査のために基準適合燃料油以外の燃料油を使用する場合、施行規則第 12 条の 17 の 6 の 3 に従い承認申請書等を地方運輸局長に提出し、承認証の交付を受けなければならない。

2. 初回検査の取扱いについて

初回検査では、海防法検査の方法附属書〔7〕に従い技術基準等への適合性を確認することとなる。技術基準適合性を確認するための運転では基準適合燃料油以外の燃料油を使用して実施することが

求められているものではないが、当該燃料油を使用して技術基準適合性を確認することは、放出規制への適合をより確実にするものである。

このため、基準適合燃料油以外の燃料油を使用して試運転することを受検者が要望する場合には、当該試運転について法第 19 条の 21 第 5 項に基づく免除規定を適用することとしている。

ここで、令和2年1月1日以降にEGC装置を使用して初めて航行の用に供する際の初回検査について、次のとおり取扱うこととする。

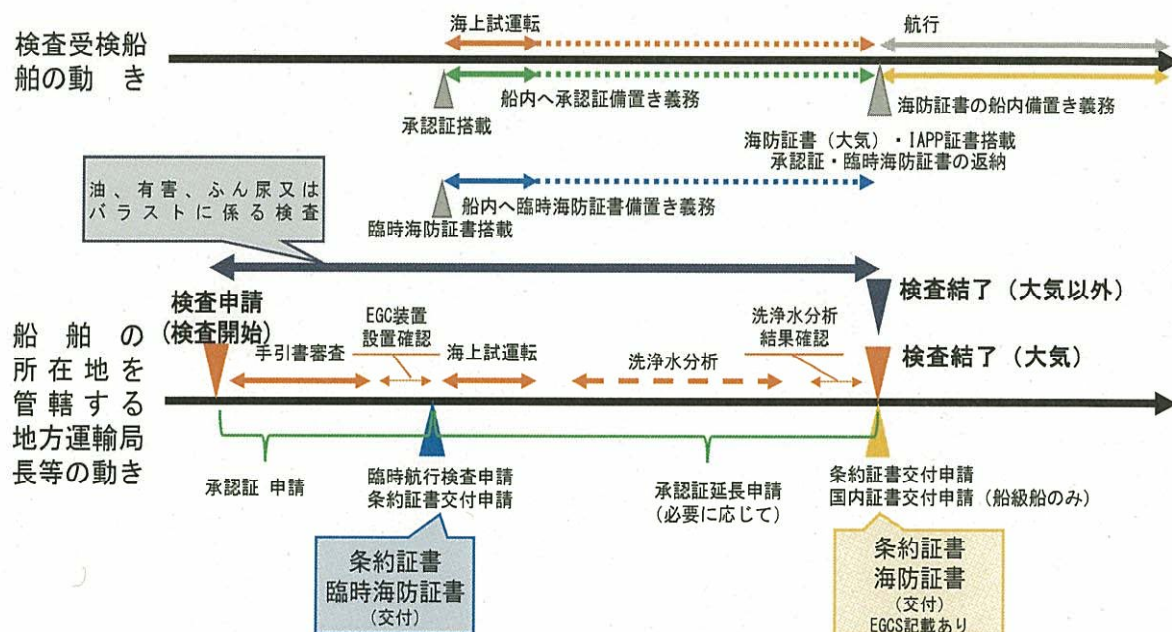
(1) 新造船

① 日本籍船

(i) 建造造船所における EGC 装置の技術基準適合性の確認において、洗浄水の硝酸塩分析の結果確認まで実施した後、EGC 装置を使用して初めて航行の用に供する場合

通常の法定検査の運用どおりとして差し支えない。

なお、海上試運転の際、基準適合燃料油以外の燃料油を使用する場合にあっては、承認申請（施行規則第12条の17の6の3）させ、承認したときは承認証を交付すること。



(ii) 建造造船所における EGC 装置の技術基準適合性の確認において、洗浄水のサンプル水採取まで実施し、硝酸塩分析の結果確認を行わず、受検中の状態で航行の用に供する場合

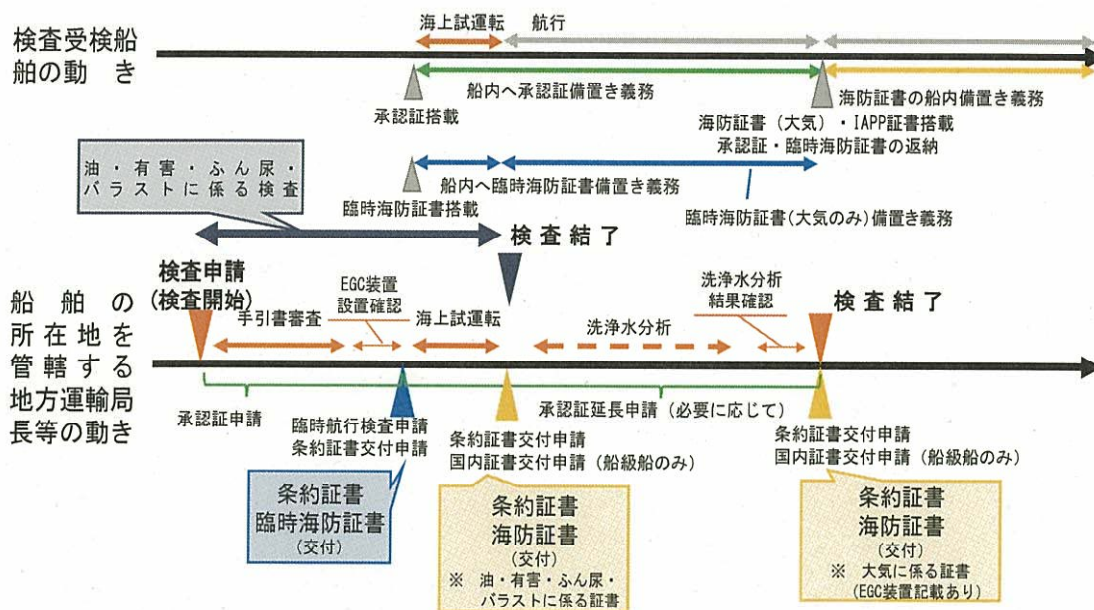
大気汚染防止検査対象設備に係る第一回定期検査は受検中の取扱いとし、洗浄水の硝酸塩分析の結果確認までの間は、臨時に航行の用に供するものとして大気区分の臨時海洋汚染等防止証書を交付すること。

また、この間、基準適合燃料油以外の燃料油を使用する場合にあっては、承認申請させ、承認したときは承認証を交付すること。

大気区分以外の区分の検査対象設備については航行の用に供するまでに第一回定期検査を結了し、海洋汚染等防止証書を交付すること。

なお、EGC 装置以外の大気汚染防止検査対象設備（原動機・揮発性物質放出防止設備・船舶発生油等焼却設備・揮発性物質放出防止措置手引書）については、大気区分以外の区分に

についての第一回定期検査を結了するまで併せ、技術基準適合性を確認しておくこと。



② 日本籍以外の船舶（日本国内の造船所で建造されるものに限る。）

日本国内の造船所で建造される外国籍船舶は、当該船舶の旗国となる国の国籍取得までの間、造船所が船舶所有者となるため、日本籍船と同様の取扱いとなる。

洗浄水の硝酸塩分析の結果確認の実施時期により、①(i)又は(ii)のいずれかと同様な取扱いとすること。

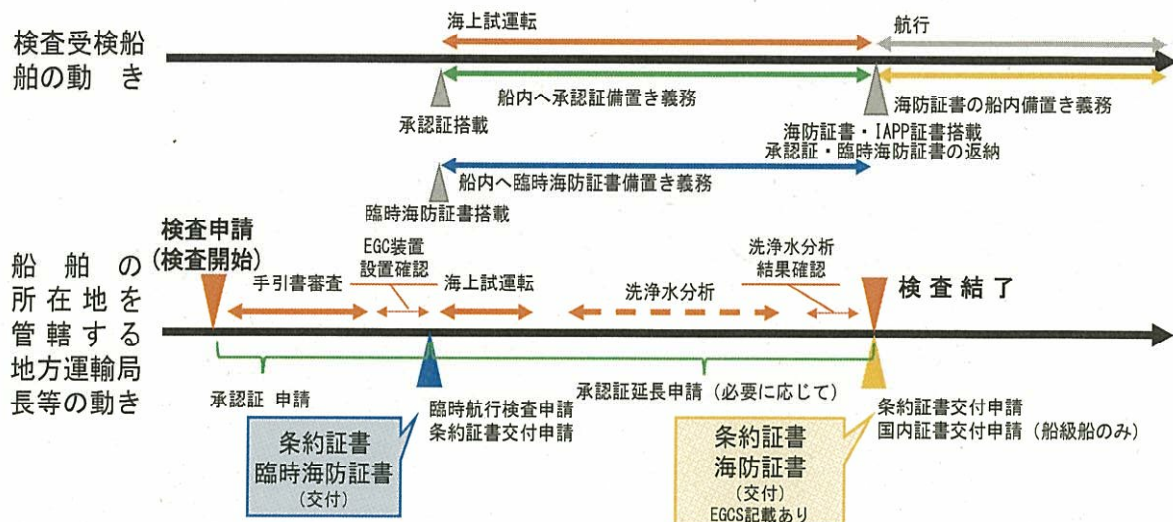
(2) 現存船

① 現存船 A（大気区分の海洋汚染等防止証書の交付を受けていない現存船）

当該船舶は、大気汚染防止検査対象設備に係る第一回定期検査の受検となる。

洗浄水の硝酸塩分析の結果確認の実施時期により、(1)①(i)又は(ii)のいずれかと同様な取扱いとすること。

なお、オゾン層破壊物質を含む設備が平成 17 年 5 月 19 日に現に設置されている国際航海に従事する船舶であって立入検査に基づいて交付された IAPP 証書を受有するものは、同証書の有効期間が、法第 19 条の 43 第 3 項に基づき、EGC 装置の初回検査で交付される大気区分の海洋汚染等防止証書の有効期間の満了する日までとなることから、書換手続きを要することに留意すること。



② 現存船B（大気区分の海洋汚染等防止証書の交付を受けている現存船）

大気区分の海洋汚染等防止証書の交付を受けている現存船にあつては、臨時検査又は定期検査での受検となる。

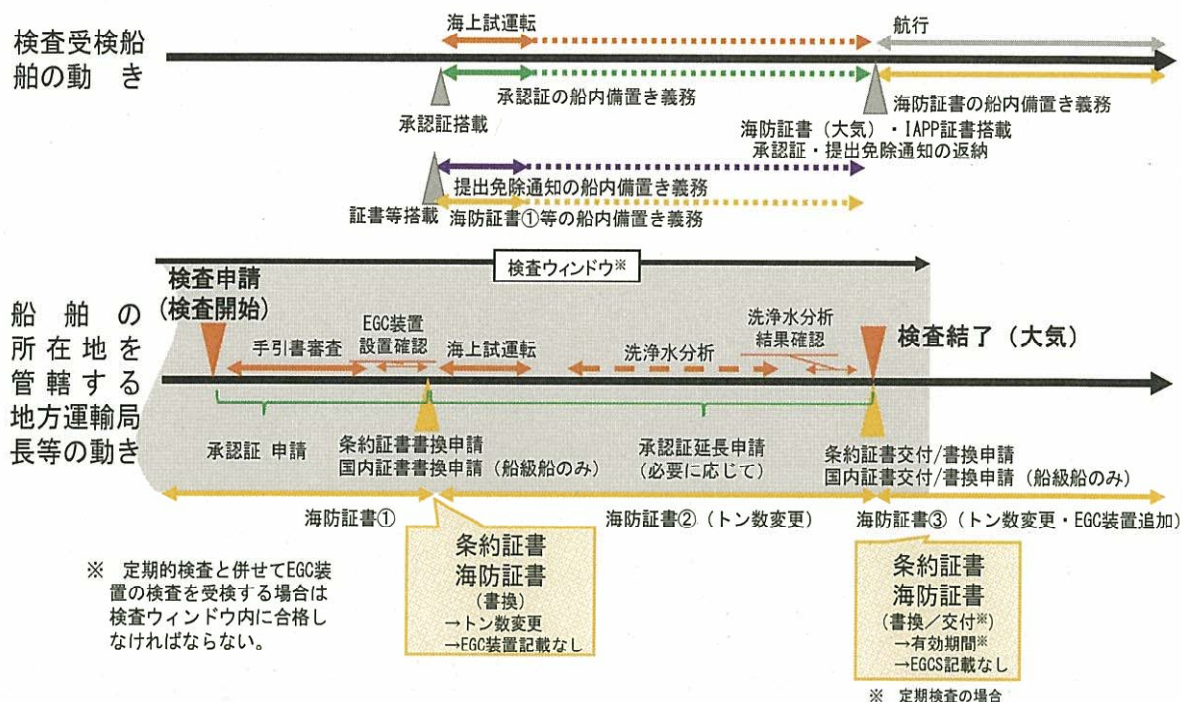
ただし、定期検査において受検する場合、洗浄水の硝酸塩分析の結果確認の実施時期までの間が検査ウィンドウによる受検期間の制限を受けることに留意すること（※注参照）。

また、洗浄水の硝酸塩分析の結果確認までの間、航行の用に供する場合は、海洋汚染防止等証書の提出免除を通知するとともに、基準適合燃料油以外の燃料油を使用する場合にあつては、承認申請させ、承認したときは承認証を交付すること。

中間検査と同時に受検する場合は、臨時検査申請を要する。

なお、EGC装置の設置によりトン数が増加となる場合、トン数変更について証書を書換したうえで証書の提出免除を通知すること。

※注：洗浄水の硝酸塩分析の結果確認の実施時期が検査ウィンドウを超える場合、大気区分の海洋汚染等防止証書の有効期間が満了するため、海洋汚染等防止証書の提出免除による航行は不能となる。この際、大気区分以外の区分については新海洋汚染等防止証書の交付を受けることとなるが、大気区分については定期検査未了であるため、新海洋汚染等防止証書の交付は受けられず、臨時海洋汚染等防止証書の交付を受けただけでの航行となることが考えられる。



③ 日本籍以外の船舶（日本国内の造船所でレトロフィット工事を実施するものに限る。）

日本国内で EGC 装置のレトロフィット工事を実施する外国籍船は、法第 19 条の 50 の特例により初回検査の受検は非適用となる。

また、技術基準適合性が確認されていない EGC 装置の使用して海上試運転する際、基準適合燃料油以外の燃料油の使用する場合にあっては、旗国より MARPOL 条約附属書 VI 第 3 規則（免除）が適用される旨のレター等の交付を受けていることが確認されることで、承認証の交付は要しないこととする。

なお、令和 2 年 1 月 1 日以降、基準適合燃料油以外の燃料油を日本国内の燃料油供給者から入手しようとする場合、揮発油等の品質の確保等に関する法律の規定上、基準適合燃料油以外の燃料油の購入する際の資料として承認証は認められるが、当該旗国より交付を受けたレター等については、認めていないため、承認証の交付を要することに留意すること。